

東洋學報

第四拾貳卷第二號

昭和三十四年九月

論 說

明末の野人女直について

田 中 克 己

一 東海の三部

女直は明人によつて建州、海西、野人の三種に區分されてゐた。この三種のうち建州女直については、明人の記載も多く、これにもとづいて、先覺の考察もほぼ具つてゐる。これに反し、野人女直に關しては、比較的の研究が少いやうに思はれるので、この際あらためて考へてみたい。

明人のいはゆる野人女直は、もとより清人の記載では呼稱を異にする。これはいふまでもなく、野人が卑稱だからである。かく明清で呼稱を異にするため、比定にはすこしく困難がともなふ。滿洲實錄には、清の太祖ヌルハチの勃興に先だつ時代の女直の状態を、次の如くしるじてゐる。

明末の野人女直について

Tere fonde babai gurun facuthūn of, Manju gurun i Suksuhu birai goloi aiman, Hunhe birai goloi
 その時に 處々の 國 亂れ て 滿洲 國 の 蘇克素護 河の 地方の 部, 渾河の 地方の
 aiman, Wanggiyai goloi aiman, Donggoi goloi aiman, Jecen i bai aiman, Šanggiyan alin i goloi Neyen,
 部, 完顏の 地方の 部, 棟鄂の 地方の 部, 哲陳の 處の 部, 白 山の 地方の 納殿・
 Yalu giyang ni aiman, dergi mederi goloi Weij, Warka, Kūrkai aiman, Hulun gurun i Ujai goloi
 鴨綠 江 の 部, 東 海 地方の 窩集・瓦爾喀・庫爾哈の 部, 呼 倫 國 の 烏拉の 地方の
 aiman, Hadai goloi aiman, Yehei goloi aiman, Hoifai goloi aiman, babade hūlha holo hibsui ejen i gese
 部, 哈達の 地方の 部, 葉赫の 地方の 部, 輝發の 地方の 部, 處々に 賊盜 蠻 蜂 の 如く
 der seme dekdēf, meni meni beye be tukiyef han, belle, amban seme……… (一四一五頁)
 驚々 と 起り, 各々 身 を 擡めて 汗 貝勒 大人 と云ひ

この記事の蘇克素護河部以下の五部が建州女直であり、また呼倫國の四部が海西女直であるから、このりの長白山の二部
 と東海の三部とが野人女直に當るわけである。⁽⁸⁾

大明會典⁽⁹⁾には、この三種を定義して

盖女直三種、居海西等處者、爲海西女直。置建州毛憐等處者、爲建州女直。……其極東爲野人女直。野人女直去中國
 遠甚、朝貢不常。

といつてゐる。もとより海西、建州の二種の居處は明末には異つてゐたが、それについては先覺の論考に譲る。ただ明末の
 人さへもが、女直の三種を定義するには、この文をそのままに用ひたことは知つておかねばならない。⁽¹⁰⁾ ここにおいてか、明
 末の野人女直の居處についても、論考の必要が生ずるからである。

ともあれ、女直のこの三區分は女直みづからも認めてゐた。呼倫と稱せられた海西女直は、モンゴルの住地と近く、その

影響を顯著に受けた。葉赫部が部長としてモンゴル人を祖とする家をいただいた點でもこれが證せられるが、各部とも部長の家を定め、數代を経てゐるなど、全くモンゴルの諸部とひとしく、城郭をもつたなど、さながら小侯國であつた。滿洲實錄でもこれを證するがごとく、四部をそれぞれグルン（國）と稱してゐる。

建州女直はこれとはいささか状態を異にしたやうである。各部は滿洲グルンのアイマンであるが、その滿洲グルンが葉赫グルンや哈達グルンの如く、汗と稱するもの下に統一されてゐた様子は無い。アイマンの中には、たとへば棟鄂部のごとく、部長を數傳してゐるものもあつたが、この部も内にまた雅爾古部と稱せられる部分があつたりして、海西の諸部のごとく統一されてゐたとは思へない。完顔部は部長岱度墨爾根の名を示すが、渾河本支流畔の三部は小酋の分據にまかせられ、部はただ地域を示すにすぎないやうに思はれる。

野人女直はまして小部落の分立であつたに相違ない。その部落の長も海西、建州とは異り、あるひは同時に氏族（*hala*, *mokun*）の長ではなかつたかと思はれるが、くはしい史料をもたない。

かく小部落の分立した野人女直の間に、部名が存するのは、どういふ理由であらうか。われわれが現在に見る民族の文化複合を異にしたそれぞれの群團なのであらうか。それとも地域的な呼稱にすぎないのだらうか。

これについては後に考察するとしても、少くとも居住占據の地域が定まつてゐたとすれば、各部の意義を明らかにすることは容易となる。しからば一定の時期、たとへば明末の、野人女直の住地はどこであつたか。先づこれを確かめたいと思ふ。

そこで前掲の滿洲實錄の記載にあらはれる野人女直の各部の占住した地域を検すると、これが窩集、瓦爾喀、庫爾哈と三部鼎立してゐたかの如き記載に疑ひが生じて来る。

庫爾哈もしくは虎爾哈が、滿洲實錄の他の箇所では、部 *aiman* と記せず、窩集部の虎爾哈 *Weji aiman i Hurga golo*

の如くするす箇所のあることに、まづ疑問が抱かれる。虎爾哈部は存在せず、窩集部の一部分だつたのではなからうか、といふ疑問である。

瓦爾喀部についても、その地域が明らかでない。その部内の一地と記された地點が、他所では窩集部の地とするされてゐる例が多い。かくては部なるものは、少くとも地域單位ではなくなるわけである。ただし魏源は三部を明確に定義して

瓦爾喀部者、沿瓦爾喀河入鴨綠江、瀕海兩岸皆其部落、在興京之南、近朝鮮。

虎爾哈部者、居虎爾哈河、出吉林烏拉界、徑寧古塔城北、行七百里、至三姓城入混同江。

渥集部者、在虎爾哈部之東、連山茂林。

といつてゐることは周知の如くである。

しかし曹延杰はこの簡明な定義に誤を發見した。その第一は瓦爾喀河なるものの存在しないことである。第二は瓦爾喀部と鴨綠江との無關係なことである。しかしこの俊英がまた同じ誤を犯してゐるのではないか、と思はせるのは、彼がワルカの部名を綏芬河の西方の阿雅哈河より來てゐる、といつてゐることである。戰蹟輿圖には綏芬河の南に安巴雅哈河 *Amba yaha-bira* が見られる。曹延杰はこれをついてゐるのだらうか。それにしてもなぜこの小さい川がワルカ部の部名のものとなつたのだらうか。

これと同じやうな遺憾の念が、彼の三部の定義にも感じられる。彼は魏源を訂正して

自長白山東北至三姓下數百里、沿今牡丹江及混同江南岸居者、通稱虎爾喀部。自圖們江源抵圖們江口、自烏蘇里江源、

抵烏蘇里江口、凡沿此兩岸者、通稱瓦爾喀部。

といひ、さらに歩を進めて

二部皆東海渥集地也。則東海國部、宜云東海窩集部二、曰虎爾喀部、曰瓦爾喀部、不得於二部之外又云窩集部也。と窩集部の存しないことをいつて、結論は正しいと思ふが、それに至る過程は、二部のそれぞれについて記した箇所でも、至つて不明瞭である。そこでわたしはもう少し詳しく論證して、明人のいはゆる野人女直が清人のワルカ、フルガ二部に當ることを明らかにしたいと思ふ。

二 ワルカ部

ワルカ *Warka* 瓦爾喀といふ名稱は、滿洲實錄では五箇所に見られる。その第一は前掲の諸部を列擧した箇所であるが、つぎは丁酉の年(一五九七)(萬曆二五)に

(烏拉の國の布占泰貝勒は)淑勒貝勒の屬なる瓦爾喀の部の安楚拉庫・内河の地方の羅屯・噶什屯・旺吉努この三人の頭の人を(葉赫の納林布祿貝勒に)與へ葉赫の使を導きて安楚拉庫・内河の地方を從へき。(七九頁)

とある箇所で、翌年ヌルハチが弟バヤラ、長男チュイエンを遣はして、ここを攻め取ることがつづけて記される。この烏拉より葉赫に與へられた、建州の屬なるワルカ部の安楚拉庫 *Anculaku* 地方と内河 *Dorgi Bira* 地方がワルカの西境であつたことはいふまでもないが、戰蹟輿圖には安楚楚略城の傍らに、安楚拉庫路としるして、さらに太祖高皇帝が戊戌年に取つたと滿漢文で註してゐる。安楚楚略(阿城)がたとへ烏拉部内であつたとしても、このころかかる北方の地が爭奪のまとなるはずはない。

稻葉博士はアンチュラクを大小圖拉庫水の地とし、また内河をアイフの轉音で、これは豆滿江上流の稱であるから、内河路は茂山の谷地を指すとされる。⁽¹²⁾この推察は大勢上から誤りはない。ただ滿文では、内河をドルギ河 *Dorgi bira* としてゐる。

る點より、稻葉博士の轉音といはれる根據が危ぶまれるのみである。

八旗通志初集卷一費英東傳には、費英東の父が蘇完部長で、戊子年に彼が父に従つて來歸し、戊戌年にワルカ國を征して噶家路を取り、その部長阿邱を殺し、部人をつれ歸つた後、またアンチュラク路を攻めたことを記してゐる。噶家も不明であるが、Dorgi Bira から來歸した人たちが編成された Yamburi 管理の鑲藍旗第四參領の第七佐領は確かに存在した。

李朝實錄(註)には、この年に入つて、ヌルハチの軍の動靜が咸鏡道方面でもにはかに露はになつて來たことを記してゐる。すなはち宣祖三十一年三月に

丁酉○備邊司啓曰、觀會寧等處藩胡爲賊胡焚掠之報、極爲寒心。

との記事をのせて、葉赫もしくはヌルハチの軍の會寧邊に動いたことを示し、ついで五月には丙戌の條に
奴兒哈赤動兵攻勦江邊居胡人三百餘家、又拏數百人來到三水郡禁耕地方、屯住耕種。

とししてゐる。三水は長白山南麓で、あるひは鴨綠江部の地であつたらう。しかし八月になると

朔甲寅○北兵使李鑑馳啓曰、會寧府使朴宗男馳報內、水上部酋長老土使其麾下落之進告曰、兀阿赤招老土入來、老土答曰、我祖上以來、世仰朝鮮、二百餘年無事居生、兀阿赤來某事招我耶、卽築城據險、若兀阿赤出來、則爲入守死戰之

計云々。

と載せ、兀阿赤すなはちヌルハチが會寧の藩胡老土を招降したことを明らかにしてゐる。この老土は會寧の藩胡すなはち東方方面居住の女直の最も有力な部落で、これに招撫を行つたのは、豆滿江方面に入つたヌルハチ側として當然のことである。

かく李朝實錄と滿洲實錄とが、同時の同事項をしるしてゐるとすれば、ワルカ部とは、明らかに長白山以東、豆滿江流域にその住地を有してゐたものである。

滿洲實錄のワルカ關係の記事の第三は

丁未の年、東海の瓦爾喀の部の斐優と名付くる城の策穆特赫と名付くる大人、太祖崑都命汗に叩頭し來たりて曰ひける。

「吾等家の遠きに阻まれて烏拉の國に従へば、烏拉の布占泰貝勒吾等を大いに苦しむる。吾等の家族を伴れにゆけ」といひしにぞ、太祖崑都命汗、伊の弟舒爾哈齊貝勒、長子洪巴圖魯貝勒、次の子代善貝勒、第一等の大人費英東、扈爾漢轄に三千の兵を委ね、斐優城の家族を伴れ來たらんと遣せり。(中)斐優城に到りて、斐優城の周りの處々の村々を皆收め、五百の家族を先づさきに發たしめん(下)と(略) (九四―五頁)

といふ箇所である。丁未の年は前條のワルカ關係の記事より九年後の萬曆三十五年 (一六〇七) である。

この斐優城は戰蹟輿圖には琿春莊の北にしろしてある。(16) くはしい比定はともかく、この方面であることには疑ひはないから、ワルカ部が豆滿江の本支流の流域全體に亘つたことも明らかである。(16)

滿洲實錄の己酉の年(一六〇九) 二月の條には

滿洲國の太祖崑都命汗、大明國の萬曆汗に書送りて、「朝鮮の境に沿ひて住める瓦爾喀部の人、盡く吾が者にぞ、そを探して吾に與へよと言へかし」と訴へしにぞ、萬曆汗朝鮮の王に使遣はして悉く探さしめ千戸出さしめて送れり。(一〇四頁)

という記事があつて、またこれを證する。(17)

滿文老檔(18)には、これに先だつ丁未の年(一六〇七) 三月二十日の條に

その Uia の兵を破つた後も Warka の Heshhe 路と Fenehe 路との者は依然として Uia の Bujantai に従つてゐた。Sure Kundulen Han は「我等は元來同國人であるが、場所が違ふので Uia 國に遮られて、汝等は今まで Uia

明末の野人女直について

に従つて暮らしてゐたのだらう。ところが今我等の同國人の Han が出て Ula の兵を破つたのである。今こそ我等の同國人の Han に従へ」と言つたが従はないので、同年五月、Han の末弟 Joriktu Beile, Eidu Baturu, Fiongdon Jargüci, Hurhan Hiya に兵一千を委ねて遣はした。彼等は Hesihé, Omoho Surru, Fenehe Tokso の路を襲つて盡く奪ひ、俘虜二千を連れて來た。

の記事がある。この時うばつた三地は、同じく間島地方であるべきだが、滿洲實錄にはこの征伐を東海の窩集の部の征伐とし、戰蹟輿圖もヘシへ路を敦化の近くに定め、オモホイ・スル路を、鄂木(穆)索の近くに記し、フェネへ・トクソ路はさらに北方いまの寧古塔の牡丹江對岸に置かれてゐる

ウラ部との爭奪の地であつたこと、窩集部と考へられたことが、この比定の理由であらうが、三地とも間島地方であつたに相違ないことは、朝鮮の史料で知られる。即ち會寧鍾城等、咸鏡北道の所謂六鎮の邊外に、萬曆二十九年ごろから、忽賊すなはち扈倫の烏拉部の侵掠のあつたことを引きつづき記したあと、李朝實錄は、宣祖三十九年(一六〇六)正月甲午の國王と柳永慶との問答をのせ、柳が忽酋と老土部落と通じたとの報があるが、虚實を知らず、といふと宣祖は老土會與老乙可赤相通、又與忽胡相通乎。

と質問した。これによつてもヌルハチと烏拉部との間島の爭奪は、にはかに起つたのではないことが知られる。

翌年(一六〇七)二月己亥に北道兵使の齎した慶源府使の報には

老乙可赤差鷹胡三名說稱、我是蒙古遺種、專仰中國。元良哈則向化于朝鮮。忽溫則本以凶奴無屬處、作屯居生(下略)

といつて、ヌルハチが慶源府に使者と書を遣したことをいひ、さらにこの時ヌルハチが王號を稱したことも記してゐる。この使者は訓春、穩城にも送られたことが他の箇所で見えるので、かたがたまもなく烏拉部との決戦がこの方面で起つたこと

は當然である。決戦の場所は満洲側の史料は實錄、老檔ともに記さないが、宣祖修正實錄にはこの年二月のこととして⁽²¹⁾

建州衛胡酋老乙可赤與忽刺温大戰於鍾城烏碯巖、大破之。

と、戰場が鍾城の烏碯巖であつたことをしるし、つづけてその軍が朝鮮の境をゆくこと、無人の地に入るやうだつたと慨歎してゐる。滿洲實錄に戰場の名をあげなかつたのは、朝鮮を刺激しないため削つたかとも思はれる。

前に掲げた三地點の襲撃はこの直後のことであつて、これはワルカ人のうち從來、烏拉部に從つてゐた諸部落の征討に相違ない。從つて三地はすべて間島方面に比定さるべきだが、オモホ・スルが會寧邊であらうといふほかは成案を得ない。⁽²²⁾ かやうに間島方面を確保したあと、ヌルハチはさらに東方のワルカ部を伐つた。滿洲實錄では、己酉の年(一六〇九) (萬曆三七)のこととして

十二月に滿洲國の太祖崑都倫汗、扈爾漢轄に一千の兵委ねて東海窩集の部の瑚葉の地方を伐たんと遣し、瑚葉の地方を悉く取りぬ。二千の分捕り得て齎しき(一〇四頁)

とする。ここには窩集部とするが、Huve は柳邊紀略にも綏分、雅蘭とならんでワルカの部落に數へられてゐる戸野に相違ない。これは戰蹟輿圖にも見えてゐて、興凱湖の東を流れる今の烏蘇里川の上流地方であらう。綏芬地方を得たなら、行軍にさしたる困難もなかつた筈である。

綏芬地方がワルカ部に屬したことは八旗通志初集の卷四旗分志に正黃旗第五參領第六佐領を

係以瓦爾喀綏分來歸人丁編立

といひ、また卷一〇五の坤巴圖魯の傳には

世居瓦爾喀綏分地方

明末の野人女直について

といふので證される。かくては滿洲實錄の「窩集の部の胡葉地方」は、ワルカ部の胡葉地方と正すべきこととなる。

これを認めれば滿洲實錄の上述の記事につづく

その時に太祖崑圖命汗に從ひたる東海窩集の部の綏芬の地方の圖楞と名付くる大人を、同じき窩集の部の雅蘭の地方の人擄め去りしぞ、庚戌の年十一月に、太祖崑圖命汗、額亦都巴圖魯に一千の兵を委ね遣して、東海窩集の部の那木都魯、綏芬、寧古塔、尼馬察この四地方の大人康古禮、喀克篤禮、昂古、明噶都、烏魯喀、僧格、尼喀里、磻松噶、葉克書を悉く従へ家族を前に發たしめて、額亦都巴都魯兵率の後に歸り行きて、雅蘭の地方を襲ひて悉く取り一萬の捕り物ら齎して兵歸れり。(一〇五頁)

の記事でも、窩集部をワルカ部と改めなければならないことが了解されやう。

雅蘭 Yaran は戰蹟輿圖、デュアールドの「支那誌」の地圖にも見えて、沿海州の同名の河の流域地方であらう。

那木都魯 Nandulu は柳邊紀略には那木と都魯の二地に分けてゐるが、もとより誤りで、稻葉博士の説のごとく、龍飛御天歌卷七の南突で、速平江すなはち綏芬河の流域であつたらう。

寧古塔がワルカ部に入るといふのも、意外ではない。牡丹江の上流域で、吉林と綏芬との通路の中間に當るが、これまで烏拉部の勢力下にあつたのが、ここに至つてヌルハチに歸して、今後の經營の基地となるのである。

尼馬察は八旗氏族通譜卷三の輝和氏の條に葉克書の傳があり

世居長白山地方、國初率尼馬察村三百人來歸。

と記すが、これは移住した集團で、本據は長白山から離れた尼馬察にあつたのだらう。尼馬察氏といふのがあり、その一族には溥野地方、すなはち前述の戸野(胡葉) Huye に住んだものも見えるから、尼馬察が寧古塔、綏芬に近かつたことだけ

は確かといへる。

滿洲實錄には、この翌年なる辛亥の年(一六一一 萬曆三九)七月の條に、ヌルハチが子阿巴泰や費英東、安費揚古らをして、また東海の窩集部の烏爾古宸、木倫の二地方を取らしめたことを記す。

烏爾古宸 Urgučen は柳邊紀略では兀爾格陳と二處と考へながら、ともにワルカの屬地と考へてゐる。ここがワルカ部なら、木倫 Muren も當然ワルカ部だが、これは今だにその名を傳へる東滿の穆稜河流域に相違ない。

またこの征伐の原因として滿洲實錄の傳へる説話には、ニングタの者がスイフンに置いたヌルハチの贈物の甲を、この二路の人がスイフンを伐つて奪つたことをいふ。ウルグチェンとムレンがともに寧古塔と綏芬との通路に近かつたことを示すものといへよう。

甲寅の年(一六一四 萬曆四二)には、ヌルハチはまた軍を遣はして、東、海、の、南、の、窩、集、部、の、雅、蘭、西、林、の、二、路、を、取、ら、し、め、た。雅蘭がワルカ部であることは前述した。それより西方の西林 Shin 河(29)の流域は、もとよりワルカ部でなければならぬ。

かくワルカ部の地を敘しながら、滿洲實錄はこれを窩集部と記すことが多い。しかしワルカ部はたしかに存し、地域も定まつてゐるのである。西は豆滿江源からはじまり、東は日本海岸に達する。南は豆滿江を越えていまの咸鏡北道内の處々に住地があつた。北は牡丹江流域では寧古塔まではたしかにワルカ部に屬した。

かく定まつた地域をもつたワルカ人には、同部の意識があつたと思ふ。滿洲八旗の佐領は國初すなはち太祖の代に、二三一佐領となつた。⁽³⁰⁾そのうちワルカ部出身者をもつて占める佐領は、私の計算では二七佐領であつて、優にその一割以上を占めてゐる。しかもスイフン地方、ニングタ地方と小さい出身の地方を以つて編立した佐領のほか、自瓦爾喀地方來歸人丁編立と記されてゐるのが、六佐領ある。これはワルカ部なるものが、意識的にも事實にも存在したことを證するものといはね

ばなるまい。

滿洲八旗には少數の鮮人の佐領が存し、のちには少數ながらロシア人より成る佐領(91)さへもが存した。しかしワルカの佐領は數のみならず、その中から、多くの功臣を出してゐる。彼等が女直であり滿洲でもあつたことは明らかである。

このため太祖の末年から太宗時代を通じて、なほワルカの征討はひきつゞき行はれたが、これは烏蘇里江方面に限られた。即ち萬曆四十三年十二月に行はれた額赫庫倫 Ehe Kuren の征伐は捕虜一萬を得て五百戸を編したが、ここも

我が國と異姓の國ではなく、マンジュ國である。東端の東海の北に住んでゐた。

といふから、女直でワルカ部ではないかと思はれるが、太宗實錄卷二天聰九年十月癸未の條に

出征瓦爾喀……兩黃旗合進一路、共分四路。兩黃旗以吳巴海爲帥……進額黑庫倫・厄勒約鎖二處……。兩紅旗以多濟里爲帥、……進鴉藍・細林・戸野三處……。兩藍旗以札福尼爲帥……。進阿庫里・尼滿二處……。兩白旗以吳什塔爲帥、……進諾壘・阿灣二處……。

と見える。この遠征の基地は寧古塔で、翌年三、四月に俘虜をつれて凱旋したのであるが、ヤラン、シリ、フエの沿海州の東南部であることは前述した。阿庫里 Akuri、尼滿 Niman は今のイマンで合流するワーク河とイマン河（タイチペ河）の流域であらう。諾壘は見當らないが、撓力河と烏蘇里江の合流點にあつた諾羅屯であつたとすれば、阿灣もそこより少し北の烏蘇里江東岸の阿翁屯に充てられよう。

かく沿海州方面の遠征であつたからには、吳巴海の軍の攻めた額黑庫倫ならびに厄勒約鎖 Ele Yose も烏蘇里江流域に相違ない。

偶然のことではあらうが、太宗が諸申 Jusen の稱は席北超墨爾根の裔の稱だとして、女直族を滿洲と呼ぶことに限つた

のは、この遠征軍出發の直後であつて、ワルカ部は女直としてでなく、滿洲として瀋陽に迎へ入れられたわけである。以上でワルカ部の住地ならびにその女直であつたことは、ほぼ明らかにし得たと思ふ。

三 フルガ部

滿洲實錄にフルガの名のはじめて見えるのは、前掲の女直諸部を列擧した箇所であるべきだが、ここでは庫爾喀 Kurka 部とするされた。

しかし己亥の年(一五九九 萬曆二七)正月の條には

東海の窩集の部の瑚爾哈の地方の王格、張格と名付くる二人の大人百人を率ゐる黒、白、紅三種の狐の毛皮黒、白の貂の皮齧して、太祖淑勒貝勒に叩頭せんと來たり。それより窩集の部の瑚爾哈の地方の人年毎に叩頭し來たりて、博濟哩と名付くる大人先立ち妻娶らましと云ひけるにより、國の大人等の六人の女を先立ちたる六人の大人に妻とし與へ、人々の心を招きたり。(八一―二頁)

とあつて、ここでは瑚爾哈 Hurga と見える。また滿文では Weji aiman i Hurgai golo とするが、漢文では東海窩集部内瑚爾哈路、窩集瑚爾哈部と二様にしるされてゐる。

ともあれかくフルガ地方との接觸が始まつたのは、その前年にマンジュ部がワルカのアンチエラク路を取つて、牡丹江方面と交通が開けた結果に相違ない。これに次ぐ記事は、辛亥の年(一六一一 萬曆三九)七月、ヌルハチの子阿巴泰らの軍がワルカ部のウルグチェン、ムレン二地を襲つた記事のあと

その時に東海瑚爾哈の部の扎庫塔處の人々、太祖崑都衛汗に従ひたりしぞ、三十の鎧與へたり。その鎧を持ち行きて、

窩集の部の薩哈連の處の人々に與へ木に懸けて射しめたり。ついで又烏拉の國の布占泰貝勒伊に従へと送りし布を受け取りてしぞ、十二月に、汗の婿和何里額駙、額亦都巴圖魯、達爾漢轄、この三人の大人に二千の兵委ね、窩集の部の瑚爾哈の地方を伐たんと行きて、扎庫塔の城……に迫りて一千人を殺せり……(一〇七頁)

といふ箇所であるが、ここでも東海瑚爾哈部と瑚爾哈路 *Weji i aiman i Hūrgai golo* と二様にしるされてゐる。

さてこの記事に見えるフルガの扎庫塔城の所在であるが、戰蹟輿圖には豆滿江と海蘭河との間にしるし、傍らに窩集部之扎庫塔城としるしてゐる。

八旗滿洲氏族通譜^{卷三}の扎庫塔氏の條には其氏族散處於瓦爾喀等地方としるし、瓦爾喀以外では一族は噶哈里碧漢額里村、薩齊庫哈達などにゐたことが記されてゐる。噶哈里は今の嘎呀河、薩齊庫はその支流であるから、扎庫塔の位置は戰蹟輿圖に従ふとしても、ここならばフルカでなければならず、通譜もそれを證明してゐるのである。

滿文老檔⁽⁵⁵⁾には、またこの年の條に

先に己酉の年^(一六〇九)九月、*Hūrha* 路の一千の兵が *Sure Kundulen Han* の屬下の *Ningguta* 城に攻めて來たので、*Sackū* にゐた *Sure Kundulen Han* の一百の兵が行つて、*Hūrha* の一千の兵を破り

とあつて、薩齊庫に萬曆三十七年にすでにヌルハチの軍が屯してゐたことをしるす。これによれば、嘎呀河の流域はフルガ部とは近くにあつたがフルカ部に屬し、寧古塔とともに早くからヌルハチの領だつたと考へねばなるまい。薩齊庫は今の汪清であらう。前述の如く嘎呀河の左支にサチク河が見えるから⁽⁵⁶⁾である。

かやうにフルガ部は滿洲グルンへの参加がおくれたが、滿文老檔では、丙戌の年^(一六一六)、先に見えた博濟里が未降の部人を降しにやられたことと、⁽⁵⁷⁾その途中で叛いて使犬部 *Yendahun takūrara gurun* に去らうとしたことから起つた征

伐とをしるしてゐる。⁽⁸²⁾

この征伐は七月に達爾漢らを將として行はれ、八月には *Ma* (松花江) の北岸十六村と南岸十一村、黒龍江南岸のサハリヤン部 *Sahaliyan gurun* の九村を取つた。十月には結氷した黒龍江を渡つて北岸の村々を取り、引きかへして使犬部、ノロロ部 *Nooro gurun*、シラヒン部 *Sirahin gurun* を降して十一月歸來したといふ。

フルガ部の本據が東流松花江の兩岸だつたことが、これで始めて明らかとなるが、博濟里は逃亡したあと、天命三年三月に再歸降して以後は清朝で身を終へる。この博濟里の再歸降の時の太祖の言といふのが、老檔にしるされてゐて、その謀叛は

言語の同じ *Jusen* 諸國は異路遠處に住んでゐることなく、皆一箇處に收まるがよいとて (前掲書八二頁)

天が起させたのだといふのである。フルガ部のうち、少くとも博濟里の屬する集團が女直であつたことが知られる。

この時、攻め降された諾洛部が撓力河の流域、石拉忻部がその支流七里河の流域であることは、島田好氏が考證しておいでである。⁽⁸³⁾ 使犬部は三江會流附近のゴルド (赫哲) 族であらうとされるが、諾洛部ならびに石拉忻部の民族は明かにされない。

滿洲源流考^{卷八}には、錫喇忻はフルガ部所屬とし、諾羅部はワルカ部所屬としてゐる。老檔にそれぞれ部 *gurun* といつてゐるのには、合はないが、一應さうとするよりほかない。

滿洲源流考がその他にフルガ部所屬としてゐるのは次の諸部落である。

格伊克哩 ^{天聰二年歸附}

納堪泰 ^{天聰四年朝貢}

明末の野人女直について

托科羅、努雅喇、默爾庫爾、赫葉俱崇德二年朝貢

瑪爾哲賴、科爾佛科爾、庫薩喀哩俱崇德六年朝貢

喀爾喀木、哲克特庫、塔圖庫、福題奇、額爾渾、幹齊奇、庫巴扎拉、額題奇、薩里、尼葉爾北俱崇德七年招降

このうち天聰二年歸附の格伊克哩は太宗實錄卷四、滿文老檔(太宗一—一六頁)ともにフルガ部といはないで東方とのみ冠し、戰蹟輿圖は烏蘇里江の下流に當ててゐる。

次に天聰四年朝貢の那堪泰は、太宗實錄卷七には、同年來歸の記事が見えるが、これも所屬を明らかにしない。

崇德二年朝貢の四部落は、三月と十二月に朝貢したと太宗實錄に見える四姓である。姓が部落を表はすことから、ワルカとフルガのこの部分との相違が知られる。ただしフルガ部落と冠されてゐるのは崇德二年三月來貢の托科羅、克益克勒、禡野勒の三氏である。(40)

崇德六年朝貢の瑪爾哲賴以下の四項も姓であつて、太宗實錄卷八に東方巴雅喇、脫科洛以下八姓の頭目の來朝をしるし、その中、天聰二年來貢の克宜克勒、崇德二年來朝の脫科羅、努牙喇、黑葉を除けば巴雅喇、馬爾遮賴、科爾佛科爾、庫薩喀里の四姓がこの年はじめて來朝したわけである。

これらの姓(hala)に加ふるに、崇德七年招降の十屯(41)などの姓(同姓部落)や屯の中、島田好氏(42)が所在を考へられたのは、次の十である。

默爾庫爾、ハバロフスク市東の穆爾庫屯

赫葉、富錦縣霍悅路

佛科爾、樺川縣佛科倫

喀爾喀木 富錦縣安巴河左岸哈爾庫馬

哲克特庫 同 右岸

塔圖庫 樺川縣達卜庫

福題奇 富錦

額爾琿 同江縣街津の對岸

斜齊奇 同 齊々下屯

尼葉爾北 同 尼爾古(涅爾博)

私はこれに

庫巴扎拉 同江縣古必扎拉

を加へたいと思ふ。

さて以上判明した限りでは、フルガ部は黒龍、松花、烏蘇里三江會流點をほぼ東端としてゐるやうである。明初、女直の衛所が黒龍江口まで置かれたのとは少しく趣を異にする。

しかしフルガは同じく野人女直と考へられたワルカとともに、建州女直、海西女直に伍して滿洲八旗に入れられ、滿洲グ
ルンの建設に功を立てた。その部人より成る佐領は、國初に少くとも八佐領あり、對明戰に参加したのである。ただしその
住地たる松花江下流域ならびにその黒龍江との合流點より少し北までの地方は、無人の地となり、まもなく隣接してゐた使
犬部すなはち赫哲に占められたことであらう。

四 結 語

はじめにのべたやうに、明末の女直は三大別され、そのうち野人女直と呼ばれたものは、清人の東海三部に當り、これはそれぞれウエジ、ワルカ、フルガと稱せられた。そのうちワルカは豆滿、烏蘇里兩江の流域と東海岸とを占め、フルガは東流松花江と牡丹江下流域とを占めたことを論證した。魏源にはじまる東洋史の常識となんら變りはないやうにも思ふ。

しかし窩集部はどこにおくべきか。

も一度、滿洲實錄の窩集部の記事を検してみよう。

東海窩集部内瑚爾哈路（八一頁）

征東海窩集部、取赫席赫・鄂謨和蘇嚕・佛訥赫⁽⁴³⁾三處（九九頁）

征東海窩集部所屬瑚葉路（一〇四頁）

窩集部内綏芬路（一〇五頁）

窩集部内那木都魯・綏芬・寧古塔・尼馬察四路（一〇七頁）

窩集部内薩哈連處（一〇七頁）

窩集部内瑚爾哈路（一〇八頁）

東海之南窩集部雅蘭・西林二路（一二七頁）

征窩集部東額赫庫倫城^{木城}名、至固納喀庫倫（一三四頁）

これが滿洲實錄の初めの諸部列擧の箇所以外の全部である。そして二箇所の「窩集部内瑚爾哈路」は窩集部をたてるか、

ブルガ部をたてるかの二者選擇を命ずるものであるし、他の七條のうち薩哈連處以外は、みなワルカ部といふ語をもつて窩集部に代へれば、おちつくのである。

最後にのこつた薩哈連處は、扎庫塔、烏拉部との關連から、黑龍江岸と考へることは不可能に近く、記事にはずいぶんの批判を要する箇處に見えるのである。

ともあれこの薩哈連處を所屬とする窩集部以外には、窩集部はその實在性をすべて失ふこととなる。

窩集部抹殺の第二の理由は、滿洲實錄と全く同じ事實、同じ時代を記録してゐる滿文老檔に、窩集部 *Weji aiman* の語が一箇所だに見えないことである。

ただし老檔はその代りに東海 *dergi mederi* といふ語を用ひる。

(*Ehe Kuren* は)東海の北に住んでゐた(五〇頁)

東海近くの…… *Hurha* 國(八二頁)

東海近くの *Yendahun Takurara* 國(八三頁)

東海の近くに住んでゐる *Warka* (九五八頁)

しかし意識的にか無意識的にか、この東海と滿洲實錄の窩集とが、全く語の用法を異にしてゐることは明らかである。老檔では東海は窩集のごとく部の名ではなく、まことの海を表はしてゐるのである。従つて老檔では窩集部に當る觀念も存在しないことになる。

思へばふしぎなことである。乾隆の史家の編纂になる滿洲源流考八卷に

親御桴鼓及命帥奏功者……窩集之赫什赫額木赫索囉佛訥赫托克索俱太祖丁未年征服錫隣太祖甲寅……部落之舉族內附者……窩集

則有那木都魯寧古塔尼馬察俱太祖庚戌年招降

といはしめた滿洲の實錄の記載が、道光の魏源には、前述の如く在虎爾哈部之東、連山茂林と訂正せしめざるを得なくなり、しかも魏源はこれら明確に表はされた地名の實在箇所を考へても見なかつたとは。

とまれワルカ、フルガの二部より成つた東海の滿洲、すなはち野人女直は、自發的の歸服、他發的の降服のいづれかによつて滿洲八旗に編入せられて南下した。その後も滿洲に残る同族はゐたが、對明戰で損失を出した補充の意味もあつて、太祖太宗二代の間には、引きつづき討伐を受けた。かくておほむね無人の地となつた東北滿洲には、北方ツングースが南下した。咸鏡北道ならびに間島が韓族の地となる運命が定まつたのも、この時であつた。シロコゴロフ教授は北方ツングースの移動を考へて、「傳承は、今日クマルチェン群團を形成してゐる諸氏族が、滿洲が無人の境であつた時そこへ移つたこと……を傳へてゐる。この波が十七世紀中に南へ移動したことは明らかである」といつてゐる。⁽⁴⁸⁾しかし教授はこの北方ツングースの西部の一群團が移動を開始する前に起つた南方ツングースの女直の移動については、殆どしてゐない。これは野人女直の明末における住地を考へることによつて、始めて明らかとなる。それもこの稿を草する一理由である。

註

(1) 野人の稱は朝鮮の記録にも見えるが、建州三衛女直野人といふがごとく、女直に附加して賤しめる意をあらはす。野人女直の語も見えるが、これも女直といふにひとしく、海西・建州に對する稱ではない。

(2) 以下、滿漢文ともに今西春秋氏譯「滿和對譯滿洲實錄」(昭和十三年日滿文化協會刊)を用ひる。

(3) 長白山の二部は、或ひは建州女直すなはち滿洲グルンの中に

入れらるべきかもしれない。滿文老檔天命十一年三月十九日の一漢人の上書には、建州、烏拉、哈達、輝發、葉赫、東海の國と數へ、長白山部に當るものを缺いてゐる。これが女直のすべてだといふのである(滿文老檔研究會譯、太祖3一〇六七頁)。これは漢人の見であるが、長白山を滿洲グルンすなはち建州女直の發源の地と考へるやうになると、清人もここにグルンを考へるのに抵抗を感じたであらう。

滿洲實錄にも、長白山所屬の珠舍里、訥殷の地に葉赫が出兵し

たとき、ヌルハチの言つたことの中に

珠舍里・訥殷是我同國、乃敢遠附異國之葉赫

との箇所が見える。これは長白山のグルンを認めないものである。

(4) 大明會典の現に見るを得たものは萬曆會典で、萬曆十五年に成つたのであるが、おほむね正徳會典に據つた由である。従つて後掲の記事も正徳以前の事實を述べたと考へて宜しからう。

(5) たとへば葉向高の四夷考の女直の條。葉向高は萬曆末年の宰相である。

(6) 八旗通志初集卷一五八何和里額駙の傳。

(7) 柳邊紀略卷三には蘇完部和鴨喇古とを、滿洲の諸部とならべて掲げてゐる。ただ鴨喇古は長を塞主といつて、部長とはいはない。

(8) この部を滿文で Kurka とし、漢文で庫爾喀とするのは、滿洲實錄では、前掲の諸部列擧の箇所のみで、他では

東海窩集部内瑚爾哈路 Dergi mederi Weji i aiman

i Hurga golo 八一頁

東海瑚爾哈部 Dergi mederi amargi golo i Hurga

i aiman 三三五頁

同 Dergi mederi Hurga i aiman 一〇七

頁 一〇五頁

同 Dergi mederi golo i Hurgai aiman

一七二頁、一七五頁

明末の野人女直について

瑚爾哈路 Weji i aiman i Hurgai golo 一〇七頁

同 Hurgai golo 一一二頁

東海南瑚爾哈部 Dergi mederi julergi golo i Hurgai

aiman 三二八頁

と漢文滿文ともに種々に記されてゐる。私見では、これはみな同一の地である。

(9) 聖武記卷一開國龍興記一。

(10) 東北邊防輯要の明季三衛分建諸國考。

(11) 盛京吉林黑龍江等處標注戰蹟輿圖。以下には戰蹟輿圖と略稱する。

(12) 滿洲歷史地理所收「清初の疆域」。

(13) 八旗通志初集卷一〇旗分志一〇に

第七佐領一保國初以多爾吉畢喇地方來歸人丁編立

とあり、滿文同書には多爾吉畢喇を Dorigi bira と寫す。

(14) 以下、東京大學文學部「明代滿蒙史料」所收の李朝實錄抄に據る。

(15) 稻葉博士は前掲論文にワルカ部の斐優城を比定して、滿洲語 Feyo の對音で、fe は「古」であるから、古城の意味だと、北關志によつて訓春江の西七韓里、豆滿江の東五韓里の處にあつておいてである。この古縣は大東輿地圖には、後春江(琿春河)の北岸に見える。

(16) こゝに支障となるのは、欽定滿洲源流考卷八疆域に延楚地方之庫雅喇

といふのが見え、これに註して

則庫爾喀之別名、在圖們江北岸、興朝鮮之慶遠相對、去寧古塔五百里、崇德八年朝貢

と記してゐることである。延楚は琿春の別名で、ここには庫雅喇、一名庫爾喀がゐるといふのである。

實はこの記事は、康熙朝の人なる楊賓の柳邊紀略の庫牙喇の記載をそのままに引いてゐるのである。庫爾喀は初めに引いた滿洲實錄の諸部列擧の條には見え、虎爾哈の異字に相違ないが、それにしてもこのワルカの住域の中心部にフルハがゐるといふのは、どういふものであらうか。なほ琿春地方より出て、清初一、二の功臣に數へられる楊古利の傳（八旗通志初集卷一四六）にも

姓舒穆祿氏、世居琿春地方、其父郎柱爲庫爾喀部長、初翊戴太祖（中略）時通往來、太祖厚遇之、命其子楊古利入侍、以女妻焉、賜爲額駙、郎柱爲部人所害（中略）（楊古利）偕其族來歸、庫爾喀部人尋亦內附（下略）

とあり、クルカ（フルガ）の居住は康熙朝にはじまつたのではないかに考へられる。

楊古利の父が庫爾喀部長であつたことは、八旗滿洲氏族通譜卷六にも明記されてゐる。そこで琿春地方のみは周圍と異り、ワルカ部ではなく、クルカ（フルガ）部の一部がゐたと認むべきかと考へられる。舒穆祿氏は庫爾喀、琿春のほか、朱舍里（長白山部）にもゐて、そこから來歸した葉臣はヌルハチの妹

を與へられたといふ。

しかし清史稿二三九の瓦爾喀珠瑪喇傳には、那木都魯氏で、ワルカ部の琿春の地にゐたと記してゐる。すくなくとも琿春地方は庫爾喀のみの地ではなかつたわけである。

(17) この記録の事實は朝鮮の記録には見えない。

(18) 滿文老檔研究會譯四一五頁。

(19) 前掲書二四六頁。

(20) 同 二五七頁。

(21) 同 三〇八頁。

(22) 會寧が女直から幹木河、阿木河、吾音會と呼ばれ、これが清朝の開國説話中の鄂謨輝 Onohoi であることは周知の通りである。しかしこれが朝鮮の境内にありとするのに慊らず、敦化の方面に置かうとする考が、實錄や老檔などの纂修の上に働いて、清初史の解釋を困難ならしめたことも周知の事實である。フェネへも私見では富寧で、トクソは今西春秋氏（滿洲實錄三二二頁註八七）によれば屯裡、庄子であるから、富寧邊外の庄をいふかと思ふが、いまだ定見ではない。

(23) Du Halde, J.B. Description géographique, historique, chronologique, de l'empire de la Chine et de la Tartarie chinoise, ... Paris, 1736.

(24) 前掲書六四七頁。

八旗滿洲氏族通譜卷二一には那木都魯氏を擧げ、この氏人の那木都魯のほか、綏芬や琿春に分居したことをいひ、那木都魯

の本據に任んだ康武理の傳には、彼が通肯哈達渾楮河等の處に田宅があつたといふ。康武理は康古禮、渾楮河は渾春河の異字に相違ない。

- (25) 稻葉博士は別の寧古塔として、綏芬河上流域に置いてゐられるが、もとより不自然である。なほ前掲の降服した八大人の中、僧格 *Serge* とニ喀里 *Nikari* の二人は寧古塔氏である。

- (26) 八旗通志初集卷一五七の葉克舒の傳には

姓惠和氏、世居尼馬察地、國初隨父泰松阿、率宗族及七村人來歸……

とあり、舊の尼馬察にゐたかのごとくであるが、同書卷六の旗分志によれば、その率ゐる佐領は

係以佛訥痕地方來歸人丁編立

といふ。佛訥痕は滿文では *Fench'en* で、前に述べた *Fenehe Tokoo* と同地だとすれば、富寧邊外のある筈である。

- (27) 八旗滿洲氏族通譜卷三九。

- (28) 滿洲實錄一二七頁。

- (29) デュ・アールド附載の地圖による。

- (30) 八旗通志初集卷三一〇旗分志に國初編立と記されてゐるのは、實は二二三佐領半である。安部建夫氏は天命九年のそれを二四〇と推定されてゐる（東亞人文學報二ノ二「八旗滿洲ニルの研究」一）。

- (31) 同書卷三には鑲黃旗滿洲都統第四參領第十七佐領を

保康熙二十二年將尼布輝等地方取來鄂羅斯三十一人及順治五

明末の野人女直について

年來歸之鄂羅斯伍朗各里、康熙七年來歸之鄂羅斯伊番等、編爲半個佐領、即伍朗各里管理、後二次取鄂羅斯七十人、遂編爲整佐領

と記してゐる。

- (32) 滿文老檔太祖一四八頁。

- (33) 太宗實錄卷二六。

- (34) 吳巴海と吳什塔の二軍に限り、兀扎喇部落の壯丁を擄掠するなどの項が軍律に入れられてゐた。兀扎喇はフルガ部で、黃旗と白旗の遠征地方はその住地に近い北部だつたことが知られる。

- (35) 前掲書一二頁。

- (36) デュ・アールド前掲書。

- (37) 滿文老檔太祖一六八頁。

- (38) 同書同 七一―五頁。

- (39) 滿洲學報八、九「清初薩哈連部考」。

- (40) 太宗實錄卷三四。

- (41) 同 卷六一、崇德七年閏十一月己酉の條。

- (42) 前掲論文。

- (43) たびたび引く楊賓の柳邊紀略をまた檢して、船廠（吉林）より寧古塔に至る路に俄莫賀索落站があるのを失念してゐたことを知つた。ここでは彼は宿泊して、宿賀莫賀索落山中の詩を作つてゐる。いまの額穆索が康熙年間にオモホ・ソロの名で呼ばれたことは、かくては疑ふべくもない。輝發の亡ぶ直前の五月に

輝發河を下り、松花江を渡つて、今の新開嶺を越え、敦化に出る路を開くことは必要だつたかもしれない。しかしわたしは未だに敦化の近くにオドリ城を置いたと同じ觀念が、オモホ・ソロをここに定めたとする考へが捨てきれない。識者の示教を得たい。

(44) 「北方ツングースの社會構成」邦譯三一四頁。この移動はまた北方ツングースの第三次移動波といふべきだ、と教授は教へる。

(成城大學教授)

(追記) この稿を草した直後、史苑(立教大學史學會刊)二〇卷二號のために「清鮮間の兀良哈(ワルカ)問題」を書いた。清人の所謂ワルカ部が、朝鮮では兀良哈と呼ばれ、咸北にも住んだが、ヌル

ハチの興起するや、同じ民族として放置せず、つひには盡く滿洲八旗に編入する經緯をしるしたのである。この論文では、同じく朝鮮史料に見える兀狄哈(兀狄介、考知介)のことは、殆ど述べる邊がなかつたが、これのうち闊兒看と呼ばれるものは、滿洲實錄の庫爾哈 *Kurka* に相違ないが、嫌疑とよばれる部族は和田博士は赫哲すなはちゴルチ族としておいである。なほ南突といはれる部族もあつて、これが那木都魯氏であるとすれば、この稿中にもしるしたごとく、ワルカ部なのである。かやうに見てくると、兀狄哈なるものは、單純な民族的單位とは考へられず、兀良哈、斡朶里(建州女直)以外の女直もしくはツングースの總稱のごとく考へられる。もとより地域的單位と考へられるワルカ部でないことは明らかである。しかし兀狄哈については、なほくはしく考へてみるつもりである。